



Political ecology of forest conservation in Laos : A case study of Phou Phanang National Reserve Forest in Lao People's Democratic Republic

藤田, 弥生 (ラガークヴィスト, 弥生)

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2004-09-30

(Date of Publication)

2013-05-23

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲3174

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1003174>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



【 169 】

氏 名・（本 籍） 藤田 弥生 （ 愛媛県 ）

博士の専攻分野の名称 博士（学術）

学 位 記 番 号 博い第505号

学位授与の 要 件 学位規則第5条第1項該当

学位授与の 日 付 平成16年9月30日

【 学位論文題目 】

Political Ecology of Forest Conservation in Laos : A Case
Study of Phou Phanang National Reserve Forest in Lao
People's Democratic Republic
(ラオスにおける森林保護、ポリティカル・エコロジーアプローチによる
分析：プーパナング国立森林保護地域の事例から)

審 査 委 員

主 査 教 授 福井 清一
教 授 太田 博史
教 授 田中 耕治

論文内容の要旨

地理的、歴史的条件にめぐまれず、農業、その他の産業の近代化が遅れているラオスにとって、経済のグローバル化に対応し、持続的経済発展を遂げてゆくためには、天然資源（森林、水、土地）をいかに有効利用するかが、キー・ポイントになる。なかでも、森林資源は、農業や、木材加工業の発展、水資源の涵養ばかりでなく、観光資源としても大きな役割を果たすことが期待されている。しかし、一方で、政府やドナーによる森林保全政策の実施にもかかわらず、ラオスにおける森林の減少は抑止できていないのが現状である。

本論文は、このような状況が生じた基本的要因を、森林管理をめぐる政治・行政、ドナー、そして地域住民間の連携の失敗にもとめ、森林政策の歴史分析、森林管理に係る Stake holder 分析、森林行政の制度分析により、森林劣化のメカニズムを明らかにし、森林保全政策への提言を試みたものである。

以下では、本論文の核になる、3章、4章を中心に、その内容を説明する。

まず、第1章では、論文の背景、課題、分析視角・方法、論文の構成について説明がなされる。

続く第2章では、本論文で使用される「森林保全」の概念規定、分析の枠組み（政治経済学、政治生態学）および、分析手法（歴史分析、Stakeholder 分析、制度分析、空間分析）について説明される。

第3章では、ラオスにおける森林の減少過程および森林管理政策の歴史をレビューすることにより、森林保全のための法制化が行われ行政機構の整備が試みられたにもかかわらず、その制度整備が森林の劣化を抑制できない現行の森林管理体制を招来した歴史的過程を論理的に整理している。

それによると、森林が急激に減少し始めたのは、戦後のインドシナ戦争以降、一部地域への難民の流入、戦争にともなう周辺諸国での木材需要の増加によるところが大きい。75年に社会主義政権が成立した後も森林公社による木材輸出により森林の減少が続いた。その後、チンタナカーンマイ（新経済思考）の導入以降、西側からの援助が開始されてから、生物多様性の保全、地域社会の持続的発展などの目的で森林を保全するという考え方が導入された。そのために、海外援助機関主導で森林保全地区、保護林地区が制定され、住民への土地配分が実施されている。しかし、その際、地域住民の土地・森林利用慣行や村の境界等は無視され、住民の認識との間にギャップが生じることとなった。一方で、森林管理のための行政機構も新たに設立され、保全林の管理は政府に委ねられることになるが、海外援助機関による森林行政機構の強化の試みにもかかわらず行政能力は向上しなかったうえ、地方分権化の過程で予算措置のともなわない地方への管理責任の移管が行われた。その結果、森林管理に対するインセンティブは住民側も

行政側も弱くならざるを得ず、森林保全地域は森林管理の真空地帯となってしまう。このような森林管理体制は、森林伐採による収益、焼畑移動耕作民の定住化により地方の統治が容易になるなど、中央政府にとってはメリットが大きいものの、森林保全地域は実質的な管理主体不在のまま森林の減少という事態を招いている。

第4章では、ラオスにおける森林保全地域の森林管理状況と、3章で指摘された住民と政府・援助機関との森林・森林管理に対する認識の乖離、および、それと森林管理をめぐる stakeholder 間の連携の失敗との関連について、調査地域の事例を踏まえ、より詳細な説明がなされる。

ラオスの森林法による森林保全の定義は住民参加のもとで管理する方法（“buffer zone approach”）に適応したものと考えられるが、緩衝地帯（利用禁止ではないが規制される地域）における住民への利益の還元が行われていない点に問題がある。ラオスの森林保全地域の定義には、森林法によるもの以外に首相令で定める「国有保全林」があるが、この用語の定義は法的に曖昧であり、行政能力に問題があるため「国有保全林」の管理状態は良くない。

調査地域においては、土地、森林の土地利用区分、土地配分が実施されるに際して、住民と政府、援助機関との間で情報交換が行われず、住民の意向が無視されたまま保全林の設定や村の境界の設定が行われ、これが、住民の不満を喚起し森林管理への意欲を削ぐことになる。一方、地方分権化の過程で、森林の管理責任は、森林管理のための予算措置が講じられないまま農林省森林局から郡農林部へ移管される一方、政治的理由により伐採を黙認せざるを得ないという現行システムのもとで、行政の森林管理に対するインセンティブも低下することになる。以上のような事実を考慮すると、森林法が制定されて以降の調査地区における森林減少は、地域住民と法的な森林管理主体である地方政府との連携の失敗に起因して森林管理の真空地帯が生じ、森林伐採に歯止めがかからないことによるものと考えられる。

第5章では、調査村における森林減少の歴史的経緯を、古老への聞き取り調査と家計調査をもとに、具体的に紹介している。そこでは、3章、4章で指摘された、法的制度と住民による森林利用慣行との乖離による森林管理へのインセンティブの欠如、地方政府の行政能力の低さ、地域のコミュニティと行政との連携の弱さが、いかにして森林管理の真空地帯を生じさせ、森林を減少させてきたかについて、数量的なデータ、科学的方法によって作成された土地利用図を用い、具体的に説明する。

保全地域の管理のための行政と地域住民との連携の弱さを指摘した3章、4章、5章も続いて、6章では、ラオスの地方分権化の中で、森林管理行政機構の整備と行政能力向上のために、NGO や国際機関による支援を受けて種々のプロジェ

クトが実施されてきたが、いずれも、地域住民の森林管理への実質的参加が実現されるまでには至らなかった経緯が紹介される。

終章では、以上の分析結果が要約され、森林減少を抑止できない主な要因は、森林管理に対する住民の意向が軽視され、行政との連携が弱い点にもとめられる。そして、このような問題点を克服するためには、住民参加による共同資源管理を推進することが重要で、そのためには、住民の森林利用慣行を尊重し、政府と住民の間で共通した森林管理の目的を確立することが肝要であると結論付け、保全林の境界を越えた保全地域 (buffer zone) における利益の地域住民への還元を考慮することを提案している。

論文審査結果の要旨

ラオスにおける森林減少は、焼畑耕作の拡大にあるということがしばしば指摘される。ラオス政府もこのような立場から、援助機関とともに森林政策を推進してきた。しかし、一方で、現地調査を経験したものの多くは、このような見解に疑問を抱いてきた。

本論文の第一の貢献は、森林政策の歴史分析と、行政機構の制度分析、実態調査による stakeholder 分析により、ラオスにおける森林減少・劣化の要因が、森林管理に関連した法制度と住民による森林利用慣行との乖離にあることを明らかにしたことである。従来、多くの研究者が漠然と抱いていた“焼畑元凶説”に対する疑念を、資料・文献、情報の収集が極度に困難なラオスにおいて、論理的、実証的に裏付けた研究として、高く評価できる。

加えて、本論文で引用されているラオス語を含めた文献・資料を収集し整理するという作業は、ラオスの研究環境を考慮した場合、想像を絶する困難な作業であったと考えられ、筆者の意欲と、優れた語学能力なくしては、達成されなかったと思われる。この点も高く評価すべきであろう。

また、ラオスにおける森林管理や森林に関する文献は散見されるが、森林の減少を森林管理政策の歴史の変遷と関連付けつつ、政府が、表面的には国際環境の変化に対応して森林管理政策を変化させながら、一貫して森林の商業的利用を志向してきたこと、および、その過程で森林減少の要因を焼畑移動耕作であるとし国内統治の手段としても森林管理政策を利用してきたことなどを指摘する興味深い仮説を提示している。このようにラオスにおける森林政策の歴史を論理的に纏め上げ、新しい仮説を示し得た研究はほとんど皆無と言ってよい。その意味で、本論文第3章は、ラオスの歴史研究における森林政策史研究の里程碑として、今後多くの研究者に引用される価値のある文献であると言える。

以上のように、本研究の当該研究分野への貢献は大きいと考えられるが、にもかかわらず、さらなる研究が必要な問題も残されている。

本論文では、非常に興味深い分析結果と仮説が提示されているが、分析を深める余地が残されている箇所が散見される。たとえば、森林管理をめぐる Stakeholder 間の連携の失敗が生じるメカニズムについての説明が不十分である。この失敗のメカニズムをアクターのルールを遵守するインセンティブにまで踏み込んで分析することによって、はじめて、終章で政策提案されている行政と住民による共同資源管理のための新たなルールを考案することが可能になる。その意味で、双方のルールを遵守することに対するインセンティブの分析が不可欠なのだが、本論文ではこの点の考察が不十分である。

また、5 章では、村レベルでの実態調査にもとづき、調査世帯の経済状況や村の土地利用区分について資料が示されているが、現行の森林区分・土地配分政策のもとで、各調査世帯への土地配分が森林政策の成果にどのような影響を与えたのかについて述べられていない。土地配分による耕作地の固定化が保全林利用への圧力となり、森林の減少が進んだ可能性も否定できないので、この点について論証が必要であろう。

以上の課題は、しかしながら、本論文の著者および他の研究者による今後の研究に期待すべきものであり、本論文の価値をいささかも失うものではない。よって、下記審査委員は一致して、本論文提出者が博士（学術）の学位を授与される資格を有するものと判断する。

平成 16 年 9 月 1 日

審査委員	主査	教授	福井清一
	副査	教授	太田博史
	副査	教授	田中耕司